

岩手県市町村総合事務組合告示第6号

市町村交通災害共済事務取扱要領（平成11年岩手県市町村総合事務組合告示第22号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年2月26日

岩手県市町村総合事務組合
管理者 山本賢一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
(加入の推進) 第2 (略) 2 支部は、行政連絡員、行政区長及び <u>地区担当員</u> その他支部において加入取りまとめをする <u>当該市町村の非常勤特別職の職員</u> （以下「行政連絡員等」という。）並びに教育委員会その他の組織、機関に対して、共済制度の内容及び加入取りまとめについて説明するなどして共済加入の協力体制を確立する。	(加入の推進) 第2 (略) 2 支部は、行政連絡員、行政区長及び <u>その他支部において加入取りまとめをする者</u> （以下「行政連絡員等」という。）並びに教育委員会その他の組織、機関に対して、共済制度の内容及び加入取りまとめについて説明するなどして共済加入の協力体制を確立する。

改正前

別記様式第7号 (第7関係)

共済加入状況報告書

(共済年度) 年度 月分 №

年 月 日

岩手県市町村総合事務組合 管理者 殿

支部長 印

区 分		加入者数	共 済 掛 金
当 月 者 分	加 入 者	人	円
	世帯加入申込分 ㉒		
	学校等の加入申込分 ㉓		
	事業所等の加入申込分 ㉔		
	小計 (㉒ + ㉓ + ㉔) ㉕		
	掛金還付をした者		
支部窓口加入分 ㉖	(還付者数)	(還付金)	
金融機関窓口加入分	(還付者数)	(還付金)	
差引加入者数 (㉕ - ㉖)	㉗		
前回(報告書№)までの累計 ㉘			
累 計 (㉗+㉘)			

当月分の内訳

掛 金 総 額 (還付金を差し引いた掛金総額)	円
報 償 金 交 付 額	円
差 引 送 金 額	円

(注) 月の1日から末日までに払い込んだ共済掛金及び振込みをした還付金について記入すること。

改正後

別記様式第7号 (第7関係)

共済加入状況報告書

(共済年度) 年度 月分

年 月 日

岩手県市町村総合事務組合 管理者 殿

支部長

区 分	人 数	金 額	報 償 金 交 付 額
① 前月までの累計	人	円	円
② 当月加入分	人	円	円
③ 当月還付分	人	円	
④ 還付分を差し引いた当月までの累計 ①+(②-③)	人	円	円

(注) 1 毎月末日現在で取りまとめ、翌月5日までに報告すること。
2 加入者数及び掛金額並びに掛金還付者数及び還付金額については、金融機関加入分を含めないこと。